

令和2年(ヨ)35号 四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分申立事件

債権者 山口裕子 外6名

債務者 四国電力株式会社

上申書

(決定時期について)

令和3年8月31日

広島地方裁判所第4民事部 御中

債権者ら代理人 弁護士 胡田 敢

同 弁護士 河合 弘之

ほか

一部報道によれば、債務者四国電力の伊方原子力発電所は、令和3年10月12日に再稼働し、同月17日に送電を始め、同年11月12日に通常運転を再開する旨の報道がなされている。

裁判所におかれては、債務者に再稼働時期を確認されたうえで、適切な時期に決定を出していただきたい。

以上